

# 託送購入要綱

平成26年5月1日実施

**中部電力株式会社**

# 託送購入要綱

## 目次

1	適用	1
2	要綱の変更	1
3	定義	1
4	購入契約の申込み	2
5	購入契約の成立および契約期間	2
6	購入の開始	2
7	契約書の作成	2
8	料金	3
9	料金の適用開始の時期および算定期間	3
10	余剰電力量の計量および算定	4
11	購入電力量の算定	4
12	支払義務の発生および支払期日	4
13	支払方法	5
14	購入の停止	6
15	購入停止の解除	6
16	解約	6
17	その他	6
	附則	8
	別表	9

## 1 適 用

当社の託送供給約款（平成26年4月18日届出。以下「託送約款」といいます。）により託送供給を受ける契約者から、託送供給にともない生ずる余剰電力を当社が購入する場合の料金その他の購入条件は、この託送購入要綱（以下「この要綱」といいます。）によります。

## 2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合には、料金その他の購入条件は、変更後の託送購入要綱によります。

## 3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕3（定義）または託送約款〔特定電気事業用〕3（定義）において定める言葉の定義は、この要綱においても同様の意味で使用いたします。

### (1) 当該接続供給契約

契約者が託送約款にもとづき当社と締結した接続供給契約で、この要綱にもとづく託送購入契約が付帯する契約をいいます。

### (2) 当該振替供給契約

契約者が託送約款にもとづき当社と締結した振替供給契約で、この要綱にもとづく託送購入契約が付帯する契約をいいます。

### (3) 余剰電力量

#### イ 接続供給の場合

30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が会社間連系点の場合は、30分ごとの受電地点における通告電力量とし、通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。また、受電地点が複

数ある場合は、その合計値といたします。)が、その30分の接続対象電力量を上回る電力量をいいます。

#### ロ 振替供給の場合

30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。）が、その30分の受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。また、通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）を上回る電力量をいいます。

#### (4) 購入電力量

余剰電力量のうち、当社が購入する電力量をいいます。

### 4 購入契約の申込み

契約者は、当該接続供給契約または当該振替供給契約の申込みと同時に託送購入契約の申込み（当社所定の様式によっていただきます。）をしていただきます。

### 5 購入契約の成立および契約期間

(1) 託送購入契約は、託送購入契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、当該接続供給契約または当該振替供給契約と同じといたします。

### 6 購入の開始

当社は、当該接続供給契約における接続供給の開始日または当該振替供給契約における振替供給の開始日に託送購入を開始いたします。

### 7 契約書の作成

当社は、原則として託送購入の開始前に、契約者との間で託送購入に関する

る必要な事項について、託送購入契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

## 8 料 金

(1) 料金は、30分ごとの購入電力量のその1月の合計値によって算定いたします。ただし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	10円99銭
------------	--------

(2) 余剰電力量のうち、購入電力量をこえる電力量について、当社は、無償で受電するものといたします。

## 9 料金の適用開始の時期および算定期間

(1) 接続供給の場合

料金の適用開始の時期および算定期間は、当該接続供給契約と同じといたします。

(2) 振替供給の場合

イ 料金は、当該振替供給契約の振替供給の開始日から適用いたします。

ロ 料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、当該振替供給契約の振替供給を開始し、または当該振替供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅

日の前日までの期間といたします。

## 10 余剰電力量の計量および算定

余剰電力量の計量および算定は、当該接続供給契約または当該振替供給契約とあわせて行ないます。

## 11 購入電力量の算定

### (1) 接続供給の場合

イ 購入電力量は、特別の事情がある場合を除き、余剰電力量のうち、当該接続供給契約における変動範囲内基準電力量以内の電力量とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕37（給電指令の実施）(2)または託送約款〔特定電気事業用〕35（給電指令の実施）(2)にもとづく発電者の発電の調整により生じた余剰電力量については、イにかかわらず、余剰電力量のすべてを購入電力量といたします。

### (2) 振替供給の場合

イ 購入電力量は、特別の事情がある場合を除き、余剰電力量のうち、当該振替供給契約における振替送電サービス契約電力の3パーセントを2で除し、電力量換算した値以内の電力量とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 30分ごとの受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。また、通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）が零の場合には、イにかかわらず、その30分の購入電力量は零といたします。

## 12 支払義務の発生および支払期日

(1) 当社の料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月1日に発生いたしま

す。ただし、当該接続供給契約または当該振替供給契約が消滅した場合は消滅日、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕28（電力および電力量の算定）(13)ニまたは託送約款〔特定電気事業用〕27（電力および電力量の算定）(13)ニにより料金の算定期間の電力量が協議によって定められた場合は、電力量を協議によって定めた日に発生するものいたします。

(2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払います。ただし、支払期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものいたします。

### 13 支払方法

(1) 当社は、料金を契約者の指定した金融機関の銀行口座への振込みにより支払います。

なお、支払いにともなう費用は、当社の負担といたします。

(2) 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込んだときになされたものいたします。

(3) 当社が、料金を支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者に支払います。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 14 購入の停止

当該接続供給契約の接続供給または当該振替供給契約の振替供給が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕44（託送供給の停止）または託送約款〔特定電気事業用〕42（託送供給の停止）により停止となった場合には、当社は、託送購入を停止いたします。

## 15 購入停止の解除

当該接続供給契約の接続供給または当該振替供給契約の振替供給が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕45（託送供給停止の解除）または託送約款〔特定電気事業用〕43（託送供給停止の解除）により再開された場合には、当社は、託送購入を再開いたします。

## 16 解 約

当該接続供給契約または当該振替供給契約が託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕54（解約）または託送約款〔特定電気事業用〕52（解約）により解約となった場合には、当社は、託送購入契約を解約いたします。

## 17 そ の 他

- (1) 接続供給の場合、代表契約者、契約者、発電者および需要者は、当該接続供給契約と同じといたします。
- (2) 振替供給の場合、契約者および発電者は、当該振替供給契約と同じといたします。
- (3) 受電地点で計量された電力量が、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕28（電力および電力量の算定）(13)ハまたは託送約款〔特定電気事業用〕27（電力および電力量の算定）(13)ハによって仕訳される場合は、余剰電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力



量とみなします。

(4) その他の事項については、託送約款に定めるところによるものといたします。

(5) この要綱および託送約款に記載のない事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

## 附 則

### この要綱の実施期日

この要綱は、平成26年5月1日から実施いたします。

## 別 表

### 燃料費調整

#### 1 燃料費調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

## (3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に購入する電力量に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

#### (4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月に購入する電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭1厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等の通知

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を契約者に通知いたします。